

令和3年度 定期学校監査報告書の公表

地方自治法第199条第1項、第4項の規定により実施した、令和3年度定期学校監査の結果報告書を令和4年1月20日に町長へ提出したので公表します。

別海町監査委員 杉本 義久・竹中 仁・外山 浩司

■監査の実施期間

令和3年11月1日から11月5日までのうち4日間

■監査の対象

上風連小学校、中西別小学校、別海中央小学校、上風連中学校、中西別中学校、別海中央中学校、中西別幼稚園

■監査の範囲

令和3年度（4月1日から8月31日）における財務等に関する事務の執行状況

■監査の方法

小中学校や幼稚園所管の財務等に関する事務が法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿と証拠書類との照合などのほか、担当職員からの説明聴取により実施した。

■監査の結果

本年度監査の対象とした学校等について、所管する財務事務は適正に執行されているものと認められた。また、学校図書や実験薬品等の整備や保管については、教育委員会事務局からの通知に従い台帳の記載、整理を行うよう一部指導・助言を行ったが、おおむね適正に管理されていることを確認した。

町ホームページ
検索キーワード

令和3年度定期学校監査



問合せ／監査委員事務局（内線2810）

令和3年度 定期監査報告書の公表

地方自治法第199条第1項、第4項の規定により実施した令和3年度定期監査の結果報告書を令和4年1月20日に町長へ提出したので公表します。

別海町監査委員 杉本 義久・竹中 仁・外山 浩司

■監査の実施期間

令和3年11月15日から12月3日までのうち8日間

■監査の範囲

令和3年度（4月1日から10月31日）に執行された事業や財務等に関する事の執行状況

■監査の方法

各部課等が分掌する事務・事業が関係法令に従い、適切かつ効率的に執行されているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた資料と関係書類を審査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法で実施した。

■監査の結果

前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症により、本町の事務事業にも各所にその影響が認められる。このため、本年度も事業の中止や縮小による未執行の予算も散見されるが、今後の予算執行や補正による減額処理などが予定されていることなどを含め、監査の対象とした事業や事務処理等は、おおむね適正に執行されているものと認められる。

よって、本監査において検討または改善を求める事項は無いので、今後も情報の共有により各部署が統一した認識の下、事務の執行等に努められたい。

町ホームページ
検索キーワード

令和3年度定期監査



問合せ／監査委員事務局（内線2810）

自衛官募集

自衛隊では次のとおり、自衛官等を募集します。詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ

自衛隊帯広地方協力本部
中標津地域事務所
TEL 0153-72-0120
Eメール
hq1-obihio@cco.mod.go.jp
ホームページ
<https://www.mod.go.jp/cco/obihio/>

海上保安官・海上保安学校学生募集

海上保安庁では、海上保安官と令和4年10月期採用の学生を募集します。

海上保安官は、海上保安学校において2年間の研修を実施します。海上保安学校学生は、同校において船艇乗組員として1年間の教育を受けます。

海上保安学校は入学金、授業料が一切不要で、学生は入学と同時に国家公務員としての身分が与えられ、毎月の給与やボーナスが支給されます。

海上保安官

● 受付期間
インターネット
3月18日(金)から4月4日(月)
郵送・持参

3月18日(金)から22日(火)

● 第一次試験
6月5日(日)

● 受験資格

平成4年4月2日以降生まれで、大学(短期大学を除く)を卒業した方、令和5年3月までに卒業する見込みの方 等

海上保安学校

● 受付期間
インターネット

3月18日(金)から25日(金)

● 郵送・持参

3月18日(金)から22日(火)

● 第一次試験 5月15日(日)

● 受験資格

令和4年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していない方、令和4年9月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方 等

申込方法・試験内容

国家公務員試験採用情報
NAVY

<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

問合せ

根室海上保安部管理課
TEL 0153-24-4183

北海道苦情審査委員制度

北海道苦情審査委員制度とは道が行った業務や制度の内容を審査するための制度です。皆さん自身の利害に関わる苦情であれば苦情審査委員に申し立てができます。

申し立てのあった苦情は、皆さんに代わって苦情審査委員が公正で中立な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。審査の結果、道の業務の不備や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

もちろん、個人情報保護にも十分配慮します。

苦情の申し立て方法

苦情申立窓口で配付している苦情申立書に必要な項目を記入し、提出してください。郵送、FAX、Eメールでも提出できます。

申立書はホームページからダウンロードできます。

苦情申立窓口・問合せ

北海道総合政策部知事室道政相談センター
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5523
(直通)

北海道総合計画を見直しました

新型コロナウイルス感染症の拡大や、デジタル化・脱炭素化の動きに対応するため、北海道総合計画を見直しました。

道ではこうした重要課題への対応や北海道の強みを生かした政策を、道民の皆さんとともに進めていきます。

北海道総合計画(2021改訂版)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/sogokeikaku.html>

問合せ

道庁計画推進課
TEL 011-204-5630

財務専門官採用試験

北海道財務局では、財政・金融のプロフェッショナルとして活躍する財務専門官を募集しています。

詳しくは、左記までお問い合わせください。

■受験資格

- (1) 1992年4月2日から2001年4月1日生まれの方
- (2) 2001年4月2日以降生まれで次に該当する方

- ① 大学を卒業した方、2023年3月までに大学を卒業見込みの方
- ② 短期大学または高等専門学校を卒業した方、2023年3月までに短期大学または高等専門学校を卒業見込みの方

■受付期間

3月18日(金)から4月4日(月)

■第1次試験日

6月5日(日)

■申込方法

インターネットからお申し込みください。

矢臼別演習場での訓練日程等について

町ホームページでお知らせしていますが、閲覧できない場合は、電話で対応することができますので、お手数ですが下記までお問い合わせ願います。

問合せ／

別海駐屯地業務隊総務科

TEL 0153-77-2231

(内線311)

別海町役場総務部総合政策課

まちづくり推進担当

TEL 0153-75-2111

(内線2211・2212・2216)

町ホームページ検索キーワード

令和3年度演習

検索

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

■問合せ

北海道財務局人事課 課長 係
TEL 011-709-2311
(内線4252)

年金の予約相談を実施しています

日本年金機構が実施する年金相談では、安心して利用しやすい相談環境を整え、お客様サービス向上を図る取り組みの一環として、予約相談の拡充に向けた取り組みを行っています。

予約相談によって待ち時間と相談時間が短縮され、スムーズに相談できるとともに、スタッフが事前に準備できるため、より丁寧に対応できます。

ご予約の際は、基礎年金番号が分かるように、年金手帳や年金証書をご準備ください。予約は相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。

■相談の実施時間帯

- 月曜日 午前8時30分から午後7時
- 火曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
- 第2土曜日 午前9時30分から午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで予約相談をお受けします。

■予約の申込み

予約受付専用電話

TEL 0570-05-4890

受付時間

月曜日から金曜日

午前8時30分から午後5時15分

■相談場所・問合せ

釧路年金事務所お客様相談室

釧路市栄町9丁目9-2

TEL 0154-61-6000

TEL 0154-61-6001

令和4年度訓練生の募集について

北海道障害者職業能力開発校では、令和4年度入校生の募集をしています。

■訓練科目

- 建築デザイン科、CAD機械科、総合ビジネス科、プログラム設計科、総合実務科

■募集人員

各科若干名

■受付期間

4月6日(水)まで

■選考日

応募状況により別途定めます

■選考場所

北海道障害者職業能力開発校

■試験内容

数学、国語、面接

■合格発表日

選考試験実施後、おおむね一週間後

■問合せ

- ・最寄りのハローワーク
- ・北海道障害者職業能力開発校

〒073-0115
砂川市焼山60番地

TEL 0125-52-2774

FAX 0125-52-9177

別海町民憲章

わたくしたちは、明るい希望の朝日をオホーツクの海に迎え、美しく映える感謝の夕日を西別川の清流にひろがる広野におくる、自然のめぐみなかで、ますます開けゆく別海町の町民です。
わたくしたちは、開拓の精神を受け継ぎ、強く逞しく前進する町を築くことを誇りとし、この憲章を高くかかげてその実践につとめます。

- 一 元気で働き、生産を高め豊かな町をつくりましょう。
- 一 みんな仲よく助けあい、あたたかい町をつくりましょう。
- 一 きまりを守り、住みよい明るい町をつくりましょう。
- 一 子供に夢と希望を与え、平和な町をつくりましょう。
- 一 教養を高め、美しい文化の町をつくりましょう。